

# 令和4年度山形県公立高等学校入学者選抜方法に係る取組み

山形県教育庁高校教育課

## 1 推薦入学者選抜

### (1) 志願資格

次の各号に該当するものとする。

- ① 令和4年3月に県内の中学校これに準ずる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業する見込みの者のうち、次の条件を満たす者。（「これに準ずる学校」とは、特別支援学校の中学部をいう。）
  - ア 当該学科の学習に対する強い志望があり、目的意識が明確・適切であること。
  - イ 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。
  - ウ 当該高等学校が別に定める出願要件を満たしていること。
  - エ 体育科にあつては、得意運動種目を有すること。
  - オ 音楽科にあつては、得意領域（声楽、器楽）を有すること。
- ② 合格した場合は、入学が確約できる者。

### (2) 面接

高等学校長は、志願者について面接を行うものとする。

### (3) 作文、実技検査等

高等学校長は、志願者について作文、実技検査等を課すことができる。

### (4) 適性検査

体育科及び音楽科の選抜においては、高等学校長は、志願者について適性検査を行うものとする。

### (5) 基礎学力検査

高等学校長は、志願者について、基礎学力検査を課すことができる。

## 2 一般入学者選抜

### (1) 学力検査の実施教科の傾斜配点

高等学校長が必要と認める時は、特定教科の配点の比重を変更することができる。

### (2) 面接

高等学校長は、必要に応じて面接を課し、この結果を選抜の資料に加えることができる。

・面接結果の取扱い

- ① 必要に応じて参考資料とする
- ② 全受検者について資料とする